

「ふるさと東みよし元気創造事業」実施要綱

令和3年4月1日

訓令第2号

(目的)

第1条 この要綱は、東みよし町の発展を願う個人又は企業・団体等から広く寄附を募り、当該寄附金を財源として、「ふるさと東みよし」の魅力を高め、全国に発信するために有効な事業（以下「対象事業」という。）を実施することにより、誇りと豊かさを実感できる「創造・元気交流空間づくり」に資するための「ふるさと東みよし元気創造事業」（以下「元気創造事業」という。）について定めることを目的とする。

(対象事業)

第2条 「対象事業」は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 健やかに暮らせるまちづくり事業
- (2) 豊かな心を育むまちづくり事業
- (3) にぎわいのあるまちづくり事業
- (4) 安全・安心なまちづくり事業
- (5) 快適で便利なまちづくり事業
- (6) みんなで支え合うまちづくり事業

(寄附金の使途の指定)

第3条 寄附者は、前条各号に規定する事業のうち、自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

2 この要綱に基づいて收受した寄附金のうち前項に規定する事業の指定がない寄附金については、諸般の事情を勘案し、町長が事業の指定を行うものとする。

(寄附金の受入)

第4条 「元気創造事業」で募集する寄附金は、1件5,000円以上とする。

2 寄附金は、寄附申込書（様式第1号）により受け付けるものとする。

3 寄附金の受入方法は、「納付書による收受」又は「口座振込による收受」若しくは「次の各号に掲載する場所での現金による收受」によることを原則とする。

- (1) 東みよし町総務課
- (2) 東みよし町総合窓口課

(受領書の発行)

第5条 寄附者から寄附金を収受した場合、町長は、速やかに当該寄附者に対して寄附受領書（様式第2号）を送付するものとする。

(寄附金管理台帳の作成)

第6条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、寄附金管理台帳（様式第3号）を作成しなければならない。

(実施状況の公表)

第7条 町長は、毎年度の終了後3ヶ月以内に、この要綱に基づく寄附金の管理状況及び寄附金を財源として実施する事業の実施状況等について、東みよし町ホームページ等により公表するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。